

利用規約  
新旧対照表

2022年3月30日

新	旧	備考
<p>第8条（登録情報等の変更・追加・確認）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第1項から<u>前項</u>の場合において、当社が別途指定する期限内に、資料の提出がない場合や登録情報の確認が出来ない場合には、当社は当該ユーザーに対する本サービスの全部又は一部の提供を停止する場合があります。当社は、当社に故意又は過失がない限り、本項に基づき当社が行った措置によりユーザーに生じた損害について、その責任を負わないものとします。</p>	<p>第8条（登録情報等の変更・追加・確認）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第1項から<u>3項</u>の場合において、当社が別途指定する期限内に、資料の提出がない場合や登録情報の確認が出来ない場合には、当社は当該ユーザーに対する本サービスの全部又は一部の提供を停止する場合があります。当社は、当社に故意又は過失がない限り、本項に基づき当社が行った措置によりユーザーに生じた損害について、その責任を負わないものとします。</p>	<p>（変更）</p>

新	旧	備考
<p>第 16 条（金銭の入出金）</p> <p><u>1</u> ユーザーは、当社に対し本サービスの利用を目的として、当社所定の方法により CoinTrade 口座へ金銭を振込入金し、金銭を預託することができます。当該入金は、ユーザーの振込その他の手続きの完了時点ではなく、当社がその入金を合理的に認識し得る時点をもって、当社所定の入金手続きを行い、CoinTrade 口座の残高に反映されるものとします。なお、振込手数料はユーザーの負担とします。</p> <p><u>2</u> ユーザーが当社所定の方法に従わずに入金手続きを行った結果、当該入金反映されない、当該入金に係る反映が遅延する等の事</p>	<p>第 16 条（金銭の入出金）</p> <p><u>1</u> <u>ユーザーは、当社所定の方法で本人認証を行った場合に、ユーザー本人名義の預貯金口座（以下「登録預貯金口座」といいます。）のうち一口座のみを当社に登録することができます。なお、当社は、登録預貯金口座に係る情報の正確性及び有効性については、その責任を負いません。</u></p> <p><u>2</u> ユーザーは、当社に対し本サービスの利用を目的として、当社所定の方法により CoinTrade 口座へ金銭を振込入金し、金銭を預託することができます。当該入金は、ユーザーの振込その他の手続きの完了時点ではなく、当社がその入金を合理的に認識し得る時点をもって、当社所定の入金手続きを行い、CoinTrade 口座の残高に反映されるものとします。なお、振込手数料はユーザーの負担とします。</p> <p><u>3</u> <u>前項にかかわらず</u>、ユーザーが当社所定の方法に従わずに入金手続きを行った結果、当該入金反映されない、当該入金に係る反</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>

新	旧	備考
<p>象が発生した場合、当社は、当社に故意又は過失がない限り、これらの事象により生じた損害について責任を負いません。また、組戻し等が発生した場合には、その手続きに要する手数料等の費用は、ユーザーが負担するものとします。</p> <p><b>3</b> <u>ユーザーは、当社所定の方法で本人認証を行った場合に、ユーザー本人名義の預貯金口座のうち一口座（以下「登録預貯金口座」といいます。）のみを当社に登録することができます。なお、当社は、登録預貯金口座に係る情報の正確性及び有効性については、その責任を負いません。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>映が遅延する等の事象が発生した場合、当社は、当社に故意又は過失がない限り、これらの事象により生じた損害について責任を負いません。また、組戻し等が発生した場合には、その手続きに要する手数料等の費用は、ユーザーが負担するものとします。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(追加)</p>

新	旧	備考
<p>第 17 条 (対象暗号資産の<u>受領</u>・送付)</p> <p>1 ユーザーは、本サービスの利用を目的として、<u>CoinTrade 口座以外において管理されている対象暗号資産を</u>、当社所定の方法により、CoinTrade 口座にて<u>受領</u>することができます。当該<u>受領</u>は、<u>当該対象暗号資産に係る</u>送付手続きの完了時点ではなく、当社がその送付を合理的に認識し得る時点をもって行われ、当社所定の方法により CoinTrade 口座の残高に反映されるものとします。</p>	<p>第 17 条 (対象暗号資産の送付)</p> <p>1 <u>ユーザーは、当社所定の方法で本人認証を行った場合に、ユーザーが保有する対象暗号資産の送付先としてユーザー指定の暗号資産アドレス (以下「登録暗号資産アドレス」といいます。) を、当社に登録することができます。なお、当社は、登録暗号資産アドレスに係る情報の正確性及び有効性について確認する責任を負いません。</u></p> <p>2 ユーザーは、本サービスの利用を目的として、当社所定の方法により、CoinTrade 口座へ<u>対象暗号資産を送付して預託</u>することができます。当該<u>送付</u>は、<u>ユーザーの当該送付</u>手続きの完了時点ではなく、当社がその送付を合理的に認識し得る時点をもって行われ、当社所定の方法により CoinTrade 口座の残高に反映されるものとします。<u>なお、送付手数料はユーザーの負担とします。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>



新	旧	備考
<p><u>3</u> ユーザーは、当社所定の方法で本人認証を行った場合、当社所定の方法により、CoinTrade 口座から登録暗号資産アドレスへ対象暗号資産の送付を申請することができます。当該送付は、登録暗号資産アドレスに対してのみ行われ、ユーザーは登録暗号資産アドレス以外の暗号資産アドレスを送付先として指定することはできません。</p>	<p><u>4</u> ユーザーは、当社所定の方法で本人認証を行った場合、当社所定の方法により、CoinTrade 口座から登録暗号資産アドレスへ対象暗号資産の送付を申請することができます。当該送付は、登録暗号資産アドレスに対してのみ行われ、ユーザーは登録暗号資産アドレス以外の暗号資産アドレスを送付先として指定することはできません。</p>	(変更)
<p><u>4</u> <u>前項に基づくに基づく対象暗号資産の送付にあたっては、ユーザーは、一般社団法人日本暗号資産取引業協会「暗号資産交換業にかかる マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に従い、当社が別途指定する受取人に係る情報及び当社が対象暗号資産の送付に関するリスク評価を行うために必要な情報を、それぞれ提供していただく必要があります。なお、当該情報の提供にあたっては、ユーザーは、以下のことを表明し保証するものとします。</u></p>		(追加)

新	旧	備考
<p>① <u>ユーザーが受取人本人から当該受取人に係る情報を取得したものであること、及びユーザーが個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者である場合には当社に対して当該情報を提供することについて受取人本人から同意を取得していること</u></p> <p>② <u>ユーザーが当社に対して提供する受取人に係る情報は、当該ユーザーの知る限り、正確かつ最新のものであること</u></p> <p>③ <u>ユーザーが当社に対して提供した当社が対象暗号資産の送付に関するリスク評価を行うために必要な所定の情報は、真実かつ正確であること</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(追加)</p>

新	旧	備考
<p><u>7 ユーザーが当社所定の方法に従わずに送付手続きを行った結果、当該送付が反映されない、当該送付に係る反映が遅延する等の事象が発生した場合、当社は、当社に故意又は過失がない限り、これらの事象により生じた損害について責任を負いません。</u></p> <p><u>8 受託対象暗号資産の全部又は一部をハッキング・盗難等により紛失した場合であって、当該紛失した受託対象暗号資産と同種の暗号資産による返還が困難と認められる場合には、当社は、当社が定めるレートにより換算した金銭又は他の暗号資産で返還することができるものとします。</u></p>	<p><u>7 第5項にかかわらず、受託対象暗号資産の全部又は一部をハッキング・盗難等により紛失した場合であって、当該紛失した受託対象暗号資産と同種の暗号資産による返還が困難と認められる場合には、当社は、当社が定めるレートにより換算した金銭又は他の暗号資産で返還することができるものとします。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>

新	旧	備考
<p>第31条（存続規定）</p> <p>1 本条のほか、第7条第3項、第8条第4項、第11条、第12条、第14条第6項、第16条第3項、第5項及び第6項、第17条第<u>7</u>項、第5項及び第6項、第18条第2項、第19条第2項及び第3項、第20条第2項、第3項及び第4項、第21条第3項、第24条、第25条第4項、第28条、第29条、第30条並びに第32条の規定は、利用規約の終了後も有効に存続するものとします。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第31条（存続規定）</p> <p>1 本条のほか、第7条第3項、第8条第4項、第11条、第12条、第14条第6項、第16条第3項、第5項及び第6項、第17条第<u>3</u>項、第5項及び第6項、第18条第2項、第19条第2項及び第3項、第20条第2項、第3項及び第4項、第21条第3項、第24条、第25条第4項、第28条、第29条、第30条並びに第32条の規定は、利用規約の終了後も有効に存続するものとします。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(変更)</p>